

吉野町森林整備に係る競争入札参加資格者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、吉野町が行う森林整備の適正な執行を確保するため、森林整備に係る競争入札参加資格者の登録（以下「登録」という。）について必要な事項を定める。

(森林整備の定義)

第2条 森林整備とは、地拵え、植付け、下刈り、本数調整伐、受光伐、除伐、枝落とし等の森林施業、簡易施設（歩道、木柵工、木製土留工等）等の施工及び森林調査業務（周囲測量、プロット調査）をいう。

(登録資格)

第3条 町長が登録を認める者は、次の各号に定める条件の全てに該当する者とする。

- (1) 奈良県治山事業森林整備競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 吉野町、川上村及び東吉野村の区域内に住所を有する者。
- (3) 町にかかる使用料及び手数料等について未納がないと認められる者。

(登録の申請及び受付)

第4条 登録の申請をしようとする者は、町長に森林整備競争入札資格者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請の受付については、町長が別に定める期間内に、暮らし環境整備課において行う。

3 申請書の提出については、持参に限る。

(申請用紙の交付)

第5条 申請書用紙は、暮らし環境整備課において交付するとともに、吉野町のホームページからもダウンロードできるものとする。

(申請書添付書類)

第6条 申請書を提出する者は、申請書のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 奈良県より発行されている「治山事業森林整備競争入札参加資格者登録通知書」の写し
- (2) 商業登記簿謄本（法人の場合）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 使用印鑑届（様式第2号）
- (5) 納税証明書 別記一覧による。
- (6) その他町長が必要と認める書類

(資格審査の結果の通知と名簿への登録)

第7条 町長は、資格審査の結果を資格審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は、資格審査の結果、適當と認められる者を森林整備競争入札参加資格者名簿（様式第4号）に登録するものとする。

（登録の有効期間及び変更内容等の報告義務）

第8条 登録の有効期間は、申請した年の4月1日から申請した翌々年の3月31日までとする。

2 申請者は、登録の有効期間内に申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を報告しなければならない。

（失格及び取消し）

第9条 申請書及び添付書類に虚偽等不正があった場合は失格とし、登録しないものとする。

2 登録期間中において信頼関係を損ねる行為があった場合、又は法令に違反するなど、入札参加者としてふさわしくないと判断される場合は、登録を取り消すことがある。

3 失格又は取消しとなった者は、信頼が回復されるまで又は法令等による処分が改善されるまで、本申請はできないものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成24年1月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。